

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

いじめの問題への対応状況の調査について（通知）

このことについて、全道の状況について別添にてお知らせします。

つきましては、次の点に留意し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 調査結果を踏まえた今後の取組

本年4月から11月末日までのいじめの認知件数は13,178件で、昨年同時期と比べ約1.1倍に増加しており、各学校における積極的な認知が進んでいる状況と考える。しかし、いじめを認知していない学校では、真にいじめを根絶できている場合もあるが、解消に向けた対策がとられず放置されたいじめが潜在するという懸念があることから、各学校においては、法に規定されたいじめの定義に基づく正確な認知を行うこと。

2 いじめ重大事態調査報告書を活用した研修

いじめの未然防止等の取組を一層充実させるため、研修用資料「いじめへの適切な対応に向けて」及び「調査報告書」（令和元年（2019年）9月11日付け教生学第532号通知）を活用するなどして、計画的に研修を実施すること。

3 北海道いじめ防止基本方針における「教職員の責務」

本道の全ての児童生徒が安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、令和元年（2019年）12月3日付け教生学第746号通知「いじめの問題への適切な対応について」を踏まえ、「教職員の責務」を改めて周知し、いじめの問題への適切な対応を行うこと。

4 児童生徒や保護者への周知

道教委の調査では、いじめの定義や未然防止の取組について、教職員と保護者の理解に大きな差が見られたことから、各学校においては、入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、繰り返し自校のいじめ防止基本方針の内容やいじめに対する取組について説明するとともに、関係資料を配付するなど、いじめ問題について児童生徒及び保護者の理解を深め、一体となって対応することができる取組の工夫に努めること。

<参考通知>

- 教員用リーフレット「いじめの正確な認知に向けて」について（令和元年（2019年）6月11日付け教生学第271号通知）
- いじめ重大事態調査報告書を活用した研修資料について（令和元年（2019年）9月11日付け教生学第532号通知）
- いじめの問題への適切な対応について（令和元年（2019年）12月3日付け教生学第746号通知）

（生徒指導・学校安全グループ）

「いじめの問題への対応状況の調査」結果（11月末現在）

令和2年1月
北海道教育委員会

◆ 調査の概要

- 1 調査の趣旨
いじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応の取組の一層の充実を図るため
- 2 調査対象校 《計1618校》

札幌市立学校を除く道内全ての公立小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校
・小学校825校（義務教育学校前期課程含む）
・中学校483校（義務教育学校後期課程及び登別明日中等教育学校前期課程含む）
・高等学校251校（全・定別、登別明日中等教育学校後期課程含む、通信制除く）
・特別支援学校66校
- 3 調査対象期間
平成31年（2019年）4月～令和元年（2019年）11月

◆ 調査の結果

	1. 認知したいじめの件数	対 応 状 況			
		2. 解消件数 ・ 心理的、物理的行為が止み、相当の期間（3か月程度）経過している。 ・ 心身の苦痛を感じていない。	3. 解消に向けて取組中の件数 ・ 心理的、物理的行為が止んでいるが、その状態が相当の期間（3か月程度）経過していない。	3. 解消に向けて取組中の件数 ・ 心理的、物理的行為が止んでいない。 ・ 心理的、物理的行為が止み、相当の期間（3か月程度）経過しているが、心身の苦痛を感じている。	4. その他
令和元年度 第3回 (4月～11月)	13178	6986 (53.0%)	6116 (46.4%)	61 (0.5%)	15 (0.1%)
小学校	10284	5490 (53.4%)	4753 (46.2%)	34 (0.3%)	7 (0.1%)
中学校	2116	1115 (52.7%)	981 (46.4%)	18 (0.9%)	2 (0.1%)
高等学校	720	352 (48.9%)	354 (49.2%)	8 (1.1%)	6 (0.8%)
特別支援	58	29 (50.0%)	28 (48.3%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)

※（ ）は、認知したいじめの件数に対する割合

◆ 前年度同期の調査結果

	1. 認知したいじめの件数	対 応 状 況			
		2. 解消件数 ・ 心理的、物理的行為が止み、相当の期間（3か月程度）経過している。 ・ 心身の苦痛を感じていない。	3. 解消に向けて取組中の件数 ・ 心理的、物理的行為が止んでいるが、その状態が相当の期間（3か月程度）経過していない。	3. 解消に向けて取組中の件数 ・ 心理的、物理的行為が止んでいない。 ・ 心理的、物理的行為が止み、相当の期間（3か月程度）経過しているが、心身の苦痛を感じている。	4. その他
平成30年度 第3回 (4月～11月)	11904	6517 (54.7%)	5303 (44.5%)	78 (0.7%)	6 (0.1%)
小学校	9110	5057 (55.5%)	4013 (44.1%)	40 (0.4%)	0 (0.0%)
中学校	1947	1016 (52.2%)	908 (46.6%)	22 (1.1%)	1 (0.1%)
高等学校	765	394 (51.5%)	354 (46.3%)	12 (1.6%)	5 (0.7%)
特別支援	82	50 (61.0%)	28 (34.1%)	4 (4.9%)	0 (0.0%)

※（ ）は、認知したいじめの件数に対する割合